

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 217 回国会法律案等 N A V I 「防衛省設置法等一部改正案」
著者 / 所属	佐久間 惇 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	474 号
刊行日	2025-4-14
頁	80-84
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

防衛省設置法等一部改正案

2025年2月12日、政府は、「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」（閣法第16号）を閣議決定し、国会に提出した。本法律案は、防衛省設置法のほか、自衛隊法¹、防衛省の職員の給与等に関する法律（防衛省職員給与法）等を改正し、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び水上艦隊の新編その他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、航空管制官手当の新設その他の自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定に係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等の措置を講ずるものである。

本稿では、本法律案の主な内容等を紹介する。

1. 自衛隊の組織改編に係る改正

本法律案により、自衛官定数の変更や陸海空自衛隊の組織改編がなされる²。

（1）自衛官定数の変更

防衛省設置法第6条は、文民統制等の観点から、自衛官の定数の総数及びその内訳を定めている。現行の防衛力整備計画では、「2027年度末までは、自衛官の定数の総計を増やさず、所要の施策を講じることで、必要な人員を確保する」こととされており、本法律案においても、自衛官定数の総数には変更がないものの、組織改編等に伴う定数の振替が実施される。具体的には表1のとおりである。

表1 本法律案における自衛官定数の変更

	現行法	本法律案	増減
陸上自衛隊	149,767人	149,403人	▲364人
海上自衛隊	45,452人	45,462人	+10人
航空自衛隊	47,007人	47,131人	+124人
共同の部隊	2,193人	2,423人	+230人
統合幕僚監部	343人	343人	増減なし
情報本部	1,936人	1,936人	増減なし
内部部局	50人	50人	増減なし
防衛装備庁	406人	406人	増減なし
総計	247,154人	247,154人	増減なし

（出所）防衛省資料より作成

¹ 自衛隊法に関しては本法律案のほか、いわゆる能動的サイバー防御に係る自衛隊によるアクセス・無害化措置の権限等を定めるための自衛隊法改正を含む「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（閣法第5号）も第217回国会に提出されている。

² 本稿で取り上げる組織改編のほか、本法律案では、航空自衛隊の航空戦術教導団について、隷下部隊を他の部隊に移管し、廃止（改編）するための関連規定改正が盛り込まれている。

（２）陸上自衛隊補給統制本部の補給本部への改編

本法律案により、陸上自衛隊では、補給統制本部が補給本部に改編される。

補給統制本部は、陸上装備品のシステム化の進展、補給業務の増大等に適切に対応し、陸上自衛隊における補給業務の迅速化及び効率化を図るため、補給処の事務の実施の企画、総合調整及び統制業務並びに調達の一部を実施する機関として、1997年度末に新編されたが、各方面隊の隷下にある地区補給処（北海道補給処、東北補給処、関東補給処、関西補給処及び九州補給処）に対する直接の指揮監督はできないこととされた³。

今般、陸上自衛隊における部隊の全国的な運用の進展を踏まえ、補給品等の整備、補給等をより柔軟かつ機動的に実施する必要があることから、補給統制本部を補給本部に改編し、補給本部長が補給処長を一元的に指揮監督する体制へと移行することとしている⁴。

（３）海上自衛隊水上艦隊の新編等

海上自衛隊の最も主要な部隊は、機動運用によって我が国周辺海域の防衛等に当たる自衛艦隊と、担当区域の警備や自衛艦隊の支援等に当たる地方隊（４個⁵）である。このうち、自衛艦隊は、海上自衛隊の実任務を担う防衛大臣直轄の部隊であり、いわゆるフォースユーザーとして、隷下部隊である護衛艦隊、掃海隊群、潜水艦隊等の部隊を運用する。

現在の海上自衛隊の水上艦艇部隊の組織は、2007年度末の改編において、地方隊隷下にも置かれていた護衛隊を護衛艦隊隷下に移管し、平素の練度管理を護衛艦隊司令官に一元化する等の改編を実施して以降おおむね維持されてきたものである。今般、複数正面に対応する即応群の整備や水上艦艇部隊の一元的な練度管理、運用の円滑化等を行うため、現行の護衛艦隊及び掃海隊群等の水上艦艇部隊を集約して、自衛艦隊の隷下の「水上艦隊」に新編し、あわせて護衛艦隊隷下の護衛隊群及び護衛隊、掃海隊群並びに地方隊隷下のミサイル艇隊等を、水上艦隊隷下の「水上戦群」（３個）、「水陸両用戦機雷戦群」（１個）及び「哨戒防備群」（１個）に新編することとしている。なお、この水上艦隊新編等による、群司令部以上の各地区の司令部数や艦艇の配備先に変更はないとされる。

（４）海上自衛隊情報作戦集団の新編

海上自衛隊には、情報収集・分析等に当たる部隊として、自衛艦隊隷下に、海上自衛隊の艦艇・航空機の活動に必要な情報支援を行う「艦隊情報群」及び我が国近海の気象・海象等に関するデータを収集・分析し、部隊等に提供する「海洋業務・対潜支援群」、地方隊

³ それまでの陸上自衛隊の装備品等の調達、保管、補給又は整備等の業務は、５つの物別中央補給処（需品、武器、施設、通信及び衛生）と４つの地区補給処等が実施していた。補給統制本部は、このうち５つの物別中央補給処等を廃止する形で編成された。当時の国会審議では、例えば複数の中央補給処が所掌していたシステム、装備品の調達、補給等の業務を補給統制本部が一元的に所掌することで、諸手続が一元化、迅速化されるほか、補給統制本部が各補給処の補給業務の企画機能、総合調整機能等を保有することで、補給処間の装備品等の迅速な融通等が可能となると説明されていた（第140回国会衆議院安全保障委員会議録第4号4頁（1997.3.18）秋山昌廣防衛庁防衛局長答弁）。

⁴ 防衛力整備計画では、「持続性・強靱性を強化するため、南西地域に補給処支処を新編するとともに、補給統制本部を改編し、各補給処を一元的に運用することで後方支援体制を強化する。」とされている。

⁵ 第213回国会（2024年常会）で成立した改正法により、大湊地方隊が横須賀地方隊隷下の大湊地区隊に改編されたため、2025年3月24日の同改正法施行後、地方隊は４個となった。

隷下に、沿岸水域、港湾及び水路の安全確保に関する情報業務を行う「警備所」、また、防衛大臣直轄部隊として、海上自衛隊におけるネットワークの維持管理やサイバーセキュリティを担う「システム通信隊群」が置かれている。本法律案では、領域横断的な情報の収集・分析及びそれに基づく迅速な対処が可能な体制を整備し、情報戦への対応能力を強化するため、情報機能を集約し、一体的に運用する、「情報作戦集団」が新編される⁶。

2. 人的基盤の抜本的強化のための改正

少子化による募集対象人口の減少等に伴い、防衛省・自衛隊の採用・募集環境は厳しい状況が続いている⁷。2022年12月に閣議決定された国家防衛戦略では、防衛省・自衛隊の人的基盤強化のため、処遇の向上や再就職支援などの取組を進めることとされ、防衛省は、有識者検討会や省内の検討委員会を立ち上げ、施策の検討・実施を重ねてきた。

このような中、2024年10月、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」が設置され、同関係閣僚会議は4回の会議を経て、同年12月20日、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を決定した。この基本方針の施策のうち、2025年度から実施可能なものは、同年度当初予算案に盛り込むとともに、必要な法令の改正を行うこととされている。

本法律案には、この基本方針に基づく改正内容が盛り込まれており、具体的には手当の新設・引上げ等、自衛官候補生の廃止及び予備自衛官事業継続給付金の新設等⁸がなされる。

まず、基本方針では、優れた自衛官の安定的な確保のため、防衛力の担い手となる世代が安心して厳しい任務に従事でき、自衛官という職業を選択したこと等の誇りと名誉を得ることができるような、令和の時代に相応しい処遇を確立する必要があるとして、8つの手当の新設及び25の手当の引上げ等が示された。本法律案にはこのうち、法律の改正が必要な4項目が盛り込まれており⁹、その概要は表2のとおりである。

例えば、航空手当は、1尉の戦闘機パイロットの場合、月額32,000円（257,000円から289,000円）の上限引上げとなる。また、予備自衛官に対する1任期当たりの支給額は約27万円から約68万円に増額（政令改正による訓練招集手当の引上げ等も含む。）され、同様に即応予備自衛官への支給額も約163～197万円から約242～325万円に増額（同上）される¹⁰。

⁶ 2022年に策定された防衛力整備計画では海上自衛隊の基幹部隊の見直し等の項において、「認知領域を含む情報戦への対応能力を強化し、迅速な意思決定が可能な態勢を整備するため、所要の研究開発を実施するとともに、情報、サイバー、通信、気象海洋等といった機能・能力を有する部隊を整理・集約し、総合的に情報戦を遂行するため、体制の在り方を検討した上で海上自衛隊情報戦基幹部隊を新編する。」とされている。

⁷ 自衛隊の人的基盤に係る主な状況については、拙稿「自衛隊の人的基盤をめぐる状況－厳しい採用環境と処遇改善を中心とした取組－」『立法と調査』第472号（2025.2.3）228～241頁も参照されたい。

⁸ 本法律案にはこれらのほか、自衛官の再任用について従来、定年退職等ののち引き続き勤務する者に限定することとしていた規定を改正し、一旦自衛官としての勤務から離れた者についても再任用の対象とすることで、定年後再任用者の確保に向け門戸を広げる内容が盛り込まれている。

⁹ 自衛官特有の手当として、配置手当と特殊勤務手当がある。このうち、配置手当は、防衛省職員給与法によって具体的な手当の対象等が明記されており、法改正により改廃される。他方、特殊勤務手当は、その具体的な内容等は政令により定めることとされ、法改正なく改廃が可能である。今般の基本方針で新設・引上げが示された手当のうち上記4項目以外のものは、特殊勤務手当として政令改正により措置される。

¹⁰ 「第4回自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議（参考資料）」（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jieikan/gijisidai/dai4/sankou.pdf>）（2025.3.28最終アクセス）

表2 本法律案に盛り込まれた諸手当等の新設・引上げ等（基本方針に基づくもの）

事 項	概 要
航空管制官手当の新設	航空機の運航に関する業務を行う航空管制官に支給する手当を新設する。 （階級初号俸×10%又は5%）
航空手当の支給割合引上げ	航空機の乗員に支給する航空手当を引き上げる。 （戦闘機パイロットの例：初号俸×80%→90%）
指定場所生活調整金の新設	営舎内居住などの不慣れな生活を強いられる入隊直後の自衛官のモチベーションの維持・向上を目的とした指定場所生活調整金を新設する。 （最大で計120万円支給（採用日から6年間、1年経過する毎に20万円支給））
予備自衛官・即応予備自衛官に係る各種手当の改善	・予備自衛官手当：月額4,000円→12,300円 ・即応予備自衛官手当：月額16,000円→18,500円 ・勤続報奨金の支給対象拡大（予備自衛官）：1任期（3年）70,000円【新設】

（出所）防衛省資料を基に作成

また、自衛官候補生の廃止も、任期制自衛官の初任給を引き上げるための施策である。現在、任期制自衛官として採用された者は入隊から約3か月間、自衛官候補生という身分で、新隊員としての教育に専念することとされている。この間は、自衛官としての実任務に当たらないことを加味して調整された自衛官候補生手当（月額179,000円）が支給されるため、任期制自衛官の初任給は、非任期制自衛官（一般曹候補生）等と比べ低い金額となっている¹¹。そこで、自衛官候補生を廃止し、任期制自衛官も、入隊当初から自衛官としての任務に当たる一方、非任期制自衛官と同等の初任給を支給することとする。

最後に、予備自衛官事業継続給付金は、事業を営む予備自衛官及び即応予備自衛官が、災害等で招集された場合又は招集に応じ、公務上の負傷等をした場合に、当該事業の継続に資するための給付金を支給するものである¹²。

なお、これらの基本方針に基づく法律の改正とは別に、防衛省内に設置された「人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会」が2024年8月に示した中間報告にも盛り込まれた、防衛大学校学生の米国士官学校への長期留学に関連する改正も実施する。具体的には、当該学生が留学中又は留学終了後早期（自衛官に任官される日の翌日から8年に達するまでの期間）に離職した場合の留学費用償還に係る制度を定めることとしている¹³。

3. 同志国等との協力強化のための改正

（1）物品役務相互提供協定（ACSA）の国内担保法整備

我が国は現在、米国、英国、豪州、カナダ、フランス、インド、ドイツの7か国との間でそれぞれ、自衛隊と相手国の軍隊が、物品又は役務を相互に提供するための決済手続等の枠組みを定める、物品役務相互提供協定（いわゆるACSA）を締結している。締結に際しては、自衛隊の物品の提供には物品管理法及び財政法等の制約があることから、自衛隊が相手国軍隊に対し物品・役務を提供すること等についての国内法上の根拠となる規定

¹¹ 本稿脱稿時点における一般曹候補生（2士）の初任給は、月額224,600円である。

¹² 類似の制度として、第196回国会（2018年常会）で成立した改正法により、予備自衛官等の職務に対する理解と協力の確保に資するため、雇用する予備自衛官等が招集された場合又は招集に応じ公務上の負傷等をした場合に、その雇用主に給付金を支給する制度（雇用企業協力確保給付金）が設けられている。

¹³ なお、一般職の国家公務員については、国家公務員の留学費用の償還に関する法律により、大学院等への留学後一定期間内に退職した場合の留学費用償還制度が定められており、防衛省職員にも準用されている。

等を整備するため、都度、自衛隊法及び国際平和協力法を改正してきた。これまで締結してきたACSAはおおむね同じ内容であったが、自衛隊法第8章（雑則）では、相手国ごとに規定している¹⁴ほか、国際平和協力法では、相手国を全て条文に列挙している。

今般、イタリアとの間でACSA¹⁵が署名され、同様に国内担保法を整備する必要があるが、ACSAの締結実績が積み重なり、その国内担保法の内容も定型化していることから、本法律案では、ACSA締約国ごとに置かれていた自衛隊法上の国内担保法たる規定（日米ACSAに関する規定を除く）を統合するほか、国際平和協力法も、締約国を列挙しない規定ぶりとし、ACSA締約国との間の物品・役務の提供に関する規定を共通規定化することとしている¹⁶。具体的には、現行法の個別の締約国名の部分を、ACSAの「締約国」と規定することで、イタリアを含めたACSA締約国が1つの条文で読み込める形となる。

政府は、これにより、今後新たに締結するACSAの円滑な実施にも資するとしている。

（２）装備移転や研究開発に係る航空機・船舶関連法令の適用除外規定の整備

我が国の航空機や船舶はそれぞれ、航空法等や船舶法及び船舶安全法等が定める基準により安全性の確保等が図られている。しかし、これらの基準は主に、民間の航空機・船舶を念頭に置いており、特殊な任務に就く自衛隊の航空機・船舶にはなじまないとされる。このため、必要に応じて、自衛隊の航空機・船舶は、自衛隊法第8章に上記法律の規定の適用除外規定等を置き、別途防衛大臣がこれに代わる基準等を定めている。

他方、現行法では、海外への装備移転¹⁷の対象となる航空機・船舶（装備移転航空機・装備移転船舶）については、この適用除外規定が置かれておらず、上記法律の適用を受けることとなる。そこで本法律案では、今後の船舶・航空機の装備移転の可能性¹⁸を念頭に、防衛大臣の一貫した責任の下で製造や試験飛行等ができるようにし、自衛隊の使用する航空機や船舶と同様の基準で安全性を確保したものを移転するため、上記法律による規制の対象から除外することとしている。

あわせて、自衛隊の使用する船舶について、研究開発・維持整備中における試験航行等を民間人に委託するため、自衛隊員同様に、自衛隊の使用する船舶に乗り組む民間人も、船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用対象から除外することとしている。

さくま あつし
(佐久間 惇・外交防衛委員会調査室)

¹⁴ 自衛隊法第100条の6が米軍に対する物品・役務の提供を定め、同法第100条の7が米軍に対する物品・役務の提供に伴う決済等の手続を定める。以降、第100条の19まで2条ずつ同様に、相手国ごとに物品・役務の提供に係る規定とそれに伴う手続に係る規定が置かれている。このうち、他の締約国とは異なる活動が対象となる日米ACSAや、弾薬が提供の対象に含まれない日印ACSAに係る規定以外は、同じ内容である。

¹⁵ 日伊ACSAについては本号掲載の拙稿「日・イタリア物品役務相互提供協定」を参照されたい。

¹⁶ ただし、米国とのACSAについては、前掲注15で示した理由により統合されない。

¹⁷ ここでいう「装備移転」とは、「装備品製造等事業者が我が国と防衛の分野において協力関係にある外国政府に対して行う装備品等と同種の物品の有償又は無償による譲渡及びこれに係る役務の提供」とされる。

¹⁸ 一例として、豪州政府が進める次期汎用フリゲート選定において、我が国の「もがみ」型護衛艦の能力向上型（令和6年度型護衛艦）が候補となっている。選定された場合は、同国と共同開発・生産を実施し、完成品等が同国へ移転される（内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省「豪州次期汎用フリゲートの共同開発・生産を我が国が実施することとなった場合の令和6年度型護衛艦の移転について」（2024.11.28））。